

(4) 特別支援教育の関係機関等

ア 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

国立特別支援教育総合研究所は、我が国における特別支援教育のナショナルセンターとして、自閉症を併せ持つ知的障害のある子どもの教育を行っている筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図りながら、実際的な研究を総合的に行うとともに、各都道府県等において指導的立場に立つ教職員等を対象に、「特別支援教育専門研修」や「就学相談・支援担当者研究協議会」、「発達障害教育指導者研究協議会」等の研修事業を実施している。さらに、同研究所の「発達障害教育情報センター」において、教育関係者等に対し、インターネットを通じて、発達障害に関する各種教育情報の提供や教員向けの研修講義の配信を行っている。(参照：<http://icedd.nise.go.jp>(※発達障害教育情報センターホームページへリンク))。

イ 特別支援教育センター

都道府県の特別支援教育センターにおいて、当該都道府県における特別支援教育関係職員の研修、障害のある子どもに係る教育相談、特別支援教育に係る研究・調査等が行われている。

4. 社会的及び職業的自立の促進

(1) 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による就労支援

障害のある人が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業等への就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要である。しかしながら、近年、特別支援学校高等部卒業者の進路を見ると、福祉施設等入所者の割合が約64%に達する一方で、就職者の

割合は約28%となっており、職業自立を図る上で厳しい状況が続いている。この背景としては、特別支援学校高等部卒業後の就職者数は増加しているものの、特別支援学校高等部在籍者数も大幅に増加しており、就職者の割合が微増にとどまっている状況にある。

障害者の就労を促進するためには、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が一体となった施策を講じる必要がある。

このため、文部科学省では、厚生労働省と連携し、各都道府県教育委員会等に対し、就労支援セミナーや障害者職場実習推進事業等の労働関係機関等における種々の施策を積極的に活用することや、福祉関係機関と連携を図り就労への円滑な移行を図ることなど障害のある生徒の就労を支援するための取組の充実を促している。

また、特別支援学校と関係機関との連携による職業教育の改善に関する研究に取り組んでいる。

(2) 高等教育等への修学の支援

障害のある人が障害を理由に高等教育への進学を断念することがないように、修学機会を確保することが重要である。

大学入試センター試験や各大学の個別試験において、点字・拡大文字による出題、筆跡を触って確認できるレーズライターによる解答、チェック解答、試験時間の延長、代筆解答の受験上の配慮がおこなわれている。また、平成25年度大学入試センター試験（平成25年1月実施）から、障害のある入学志願者が出願しやすいよう、希望者に対し、出願前に受験上の配慮の内容を通知することに取り組んでいる。

学校施設については、障害のある人の円滑な利用に配慮するため、従来よりスロープ、エレベーター、手すり、障害者用トイレ等の整備を進めるとともに、支障なく学生生活を

送れるよう、各大学等において授業支援等の教育上の配慮が行われている。

聴覚障害のある人及び視覚障害のある人のための高等教育機関である筑波技術大学は、障害を補償した教育を通じて、①幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人、率先して社会に貢献できる人材の育成、②障害教育カリキュラム及び障害補償システムの開発研究等を行っている。

テレビ・ラジオ放送等のメディアを効果的に活用して、遠隔教育を行っている放送大学では、自宅で授業を受けることができ、障害のある人を含め広く大学教育を受ける機会を国民に提供しており、障害のある学生に対しては、放送授業の字幕放送化の推進や単位認定試験における点字出題や音声出題、試験時間の延長等を行っている。

「平成25年度（2013年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」結果の概要について

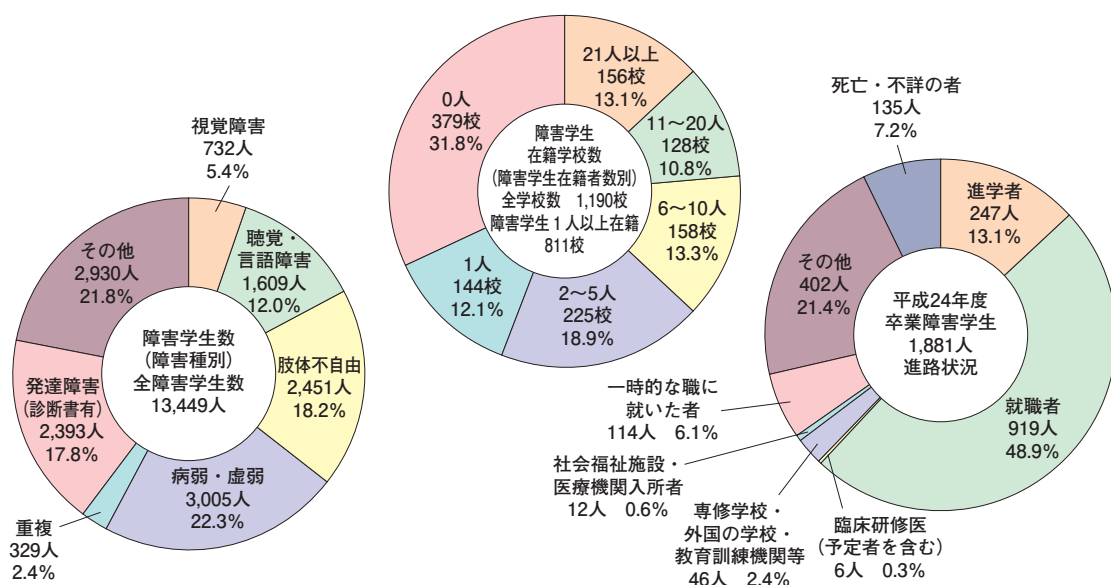
独立行政法人日本学生支援機構では、全国の大学、短期大学及び高等専門学校を対象に障害のある学生（以下、「障害学生」という。）の修学支援に関する実態調査を実施している。

平成25年度では、障害学生数は13,449人（全学生数に対する割合0.42％）で前回調査より1,681人増加した。在籍学校数は前回調査より18校増えて811校となり、全学校数1,190校の68.2％となっている。また、卒業者数は1,881人で、そのうち進学者は247人、就職者は919人となっている。（グラフ参照）

※障害学生……身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生。

調査概要及び回収状況

- (1)目的：障害学生の今後の修学支援に関する方策を検討する上で、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握し、障害学生の修学支援の充実に資する。
- (2)対象：大学（大学院、大学院大学及び専攻科を含む。）、短期大学（大学内に短期大学部を有している場合を含む。専攻科を含む。）及び高等専門学校（専攻科を含む。）
- (3)調査方法：悉皆調査
各学校が日本学生支援機構のウェブサイトより調査票をダウンロード。回答を記入後、メール添付にて提出。
- (4)調査期日：平成25年5月1日現在
- (5)回収状況：全学校数1,190校（前年度1,197校）（回収率100％）



（３）地域における学習機会の提供

障害のある子どもの学校外活動や学校教育終了後における活動等を支援するためには、地域における学習機会の確保・充実を図るとともに、障害のある人が地域の人々と共に、地域における学習活動に参加しやすいように配慮を行う必要がある。

文部科学省では、公民館や図書館、博物館といった社会教育施設について、それぞれの施設に関する望ましい基準を定めるなど、障害の有無にかかわらず、すべての人々にとって利用しやすい施設となるよう促している。

（４）家庭への支援等

教育の機会均等の趣旨及び特別支援学校等への就学の特殊事情にかんがみ、保護者の経済的負担を軽減し、その就学を奨励するため、就学のため必要な諸経費のうち、教科用図書購入費、交通費、寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費等について、保護者の経済的負担能力に応じて、その全部又は一部を助成する特別支援教育就学奨励費が保護者に支給されている。

5. 施設のバリアフリー化の促進

学校施設の整備については、障害のある幼児児童生徒が支障なく学校生活を送るために障害の種類や程度に応じたきめ細かな配慮を行うよう、文部科学省では、学校種ごとの「学校施設整備指針」において、施設の計画・設計上の留意点を示している。このほか、学校施設のバリアフリー化に関する基本的な考え方や計画・設計上の留意点を示した「学校施設バリアフリー化推進指針」を策定するとともに、具体的な取組を事例集として取りまとめている。また、平成26年3月に取りまとめた「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」では、災害時に避難所となる学校施設

におけるバリアフリー化の必要性について示している。これらの指針や事例集等は、地方公共団体等に配布するとともに、研修会等を通じて普及啓発に努めている。

さらに、公立学校についてはエレベーターやスロープなどのバリアフリー化に関する施設整備について国庫補助を行うなど、各地方公共団体におけるバリアフリー化の取組を支援している。

また、私立の特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級において、障害に適応した教育を実施する上で必要とする設備の整備を学校法人が行う場合に、国がその一部を補助している。補助対象となる設備には、立体コピー設備、FM等補聴設備、VOCA(音声表出コミュニケーション支援装置)、携帯用防犯ベル、スクールバスなどがある。



身体運動に関わる活動を行う自立活動室の整備事例



学校施設のバリアフリー化の事例（スロープの設置）